農地の負担調整措置

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が 導入されています。

市街化区域農地については、一般農地と評価の方法は異なりますが、課税にあ たっては、一般農地と同様の負担調整措置が適用されます。

今年度の課税標準額=前年度課税標準額×負担調整率

負担水準※	負担調整率
0.9~	1.025
0.8~0.9	1.05
0.7~0.8	1.075
\sim 0.7	1. 10

※「負担水準」とは…個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対して どの程度まで達しているかを示すもの 次の算式によって求められます。

前年度課税標準額

負担水準=-

今年度の評価額(市街化区域農地の場合は×1/3)

※上記の表及び算式は固定資産税についてを表したものである。 都市計画税の場合は1/3を2/3に読み替える。